

廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

長崎県資源循環推進課

1. 廃棄物熱回収施設設置者認定制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の改正により、平成23年4月1日から一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事（長崎市、佐世保市の場合は各市長。以下同じ。）の認定を受けることができるようになりました。

2. 認定の対象

法第8条第1項の許可を受けている一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項の許可を受けている産業廃棄物処理施設であって熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有するもの（以下「熱回収施設」という。）を設置している者

3. 認定の基準

認定は、法施行規則（以下「規則」という。）に規定する熱回収施設の技術上の基準（第5条の5の6又は第12条の11の6）及び熱回収施設設置者の能力の基準（第5条の5の7又は第12条の11の7）のいずれにも適合している場合に行います。

基準の詳細は、環境省作成の「[廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル](#)」を参照してください。

熱回収施設の技術上の基準（規則第5条の5の6及び第12条の11の6）

- 1 一般廃棄物処理施設である熱回収施設にあつては規則第4条に規定する基準、産業廃棄物処理施設である熱回収施設にあつては規則第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準に適合していること。
- 2 発電を行う熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもって足りること。
- 3 発電以外の熱利用を行う熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
- 4 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

熱回収施設を設置している者の能力の基準（規則第5条の5の7及び第12条の11の7）

- 1 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。
 - イ 規則第5条の5の5第1項第4号八の算式により算定した年間の熱回収率が、10%以上であること。

- 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと。
- 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

4 . 認定の効力等

認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において行う廃棄物の処分については、通常の処理基準ではなく、法施行令第5条の4又は第7条の3で定める基準が適用されます。

(例) 通常の産業廃棄物処理基準においては、産業廃棄物を保管する場合の保管上限は、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力の14日分までとされていますが、認定熱回収施設においては、1日当たりの処理能力の21日分までと緩和されます。

認定に係る廃棄物処理施設の定期検査受検義務(法第8条の2の2又は第15条の2の2)が免除されます。

認定は、5年ごと(規則第5条の5の8又は第12条の11の8)に更新を受けなければ、その効力を失います。この更新の申請方法は、新規の申請方法に準じます。なお、認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、更新ではなく、新規の認定申請となりますので、あらかじめご相談ください。

5 . 認定の申請

申請は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設(同一施設内に許可の異なる施設が複数ある場合は、各々の施設)ごとに、当該許可を行った都道府県知事に対して行う必要があります。(許可の単位ごとに、申請及び認定を行うこととなります。)ただし、異なる許可を取得した複数の系列で共通の熱回収に必要な設備を有している場合には、単独の熱回収施設として申請を行うこととなりますので、あらかじめ確認をお願いします。

申請の詳細は、環境省作成の「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を参照してください。

提出書類

熱回収施設設置者認定申請書 【一廃施設】様式第10号、【産廃施設】様式第二十五号の二

添付書類及び図面

- 1 . 熱回収施設設置者認定申請書第2面に記載されている必要書類及び図面
- 2 . 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 3 . 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 4 . 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する次の事項を記載した書類
 - ・ 当該熱回収施設において処分する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
 - ・ 熱回収の方法
 - ・ 規則第5条の5の5第1項第4号八により算定した年間の熱回収率
- 5 . 当該熱回収施設について、
 - 【一廃施設】法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類
 - 【産廃施設】法第15条第1項の許可を受けていることを証する書類

申請手数料

申請には、申請手数料（長崎県収入証紙による）が必要です。

- ・認定申請手数料 33,000円
- ・認定更新申請手数料 20,000円

6. 認定後の手続き等

(1) 休廃止等・熱回収に必要な設備の変更の届出

認定熱回収施設設置者は、認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止、休止若しくは休止した熱回収施設を再開したとき、当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく、熱回収施設休廃止等届出書を都道府県知事へ提出しなければなりません。

なお、認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、変更の届出ではなく、新規の認定として扱いますので、あらかじめご相談ください。

提出書類

熱回収施設休廃止等届出書 【一廃施設】様式第12号、【産廃施設】様式第二十五号の四

添付書類及び図面

届出事項	添付書類等
当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画の変更	・変更前及び変更後の内容を対照させたもの ・変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画の変更	・変更前及び変更後の内容を対照させたもの ・変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類
熱回収を行わなくなったこと	なし
熱回収施設の休止又は再開	なし
熱回収施設の廃止	熱回収施設設置者認定証

(2) 実績報告

認定熱回収施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、熱回収報告書を都道府県知事へ提出しなければなりません。

提出書類

熱回収報告書 【一廃施設】様式第13号、【産廃施設】様式第二十五号の五

添付書類

熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

7. 認定の取消し

毎年の認定熱回収施設設置者からの実績報告、または施設の休廃止等又は熱回収に必要な設備の変更の届出等を受けて、認定熱回収施設設置者が環境省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、法第9条の2の4第5項（一般廃棄物処理施設）又は法第15条の3の3第5項（産業廃棄物処理施設）に基づき、都道府県知事はその認定を取り消すことがあります。ただし、規則第5条の5の11に基づく毎年の報告書における年間の熱回収率が10%未満である場合であっても、年間の熱回収率が10%以上である事業計画を有し、過去の実績に照らして今後年間で10%以上の熱回収率を達成することが可能であると認められるときは、環境省令で定める基準に適合する熱回収を行うことができる者と判断し、認定を取り消さないことがあります。

8. 申請・届出・報告書の提出場所

(1) 申請・届出・報告書の提出窓口

管轄する県立保健所又は県資源循環推進課

名称	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
西彼保健所	851-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-5022	西海市、長与町、時津町
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3288	島原市、雲仙市、南島原市
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	松浦市、平戸市、佐々町
五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125	五島市
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町
壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	壱岐市
対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166	対馬市
資源循環推進課	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2375	

(2) 提出部数（申請・届出・報告者控えを含む。）

3部

県資源循環推進課用 1部（正本）
 県立保健所用 1部（副本）
 申請・届出・報告者控え 1部（副本）

なお、申請・届出・報告者控えは押印後返却します。